公 正 取 引

2020年7月 No.837

~ 競 争 の 法 と 政 策 ~

公益財団法人 公正取引協会

【随想】

情熱・執念・誇り――エンゲージメント―

小林 敬一 3

[特集 海外における企業結合事例等]

米国における垂直型企業結合ガイドライン改定について(上)――垂直型企業結合ガイドライン改定案―― 田平 恵

| 米国司法省及び連邦取引委員会により2020年6月30日に公表された垂直型企業結合ガーイドラインに関し、改定案についての論考

日本航空株式会社及びハワイアン航空間の提携深化協定に対する米国運輸省の命令 について

武田 朋大

日本航空及びハワイアン航空が申請した提携深化協定を米国運輸省が令和2年3月13日に不認可とする終局命令をした件についての論考

少数出資に対する反トラスト法及びEU競争法上の分析について

井上 朗 20

「少数出資による効果が反トラスト法及びEU競争法の現状の分析枠組みにて、どのように分析されてきたのか、近年の事例を整理しつつ考察した論考

ドイツ競争制限禁止法の企業結合規制における大臣許可について

島村健太郎

29

45

53

61

10

「ドイツ競争制限禁止法には、企業結合規制における大臣許可が規定されているが、大臣許可の制度概要を整理するとともに、これまでに大臣許可が行われた全事例を概観した論考

中国における企業結合規制の最新動向

徐 楊 41

(中国で新設された国家市場監督管理総局と商務部の企業結合に対する審査基準、審査 期間、違反行為に対する処罰水準などを比較検討した論考

地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持 を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律の概要

佐々木 豪、杉田 茂樹、小笠原憲二、林田 尚也

「 令和2年5月20日に成立、同月27日に公布された法律について内閣官房日本経済再生総合事務局 | 担当官による概要紹介

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律の概要

北島 洋平、安平 武彦、岡本 健太、佐久間弘明

「令和2年5月27日に成立、6月3日に公布された法律について内閣官房デジタル市場競争本部事 | 務局担当官による概要紹介

令和元年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組について

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課・下請取引調査室

公取委が令和元年5月29日に公表した「令和元年度における下請法の運用状況及び企業間取引の 公正化への取組」について担当課等による概要紹介

【審決・判決評釈】

プラットフォーム通信販売事業者の二重価格表示に対する景品表示法に基づく措置命令取消 訴訟判決 — 「Amazon事件 | 令和元年11月15日 東京地裁判決 —

68

消費者庁が行った措置命令(平成29年12月27日)の取消しを求めた事件の東京地裁判決(令和元 年11月15日) についての評釈

【事件解説】

株式会社サンクゼールに対する勧告について

小林 茂、横野 達也

75

公取委が令和2年3月19日に下請法違反(下請代金の減額の禁止)で勧告を行った事件についての 担当官による解説

株式会社リーガルコーポレーションに対する勧告について

水内満喜子、髙沢 将太

78

√公取委が令和2年4月10日に下請法違反(返品の禁止)で勧告を行った事件についての担当官によ る解説

日本マクドナルド株式会社に対する措置命令及び課徴金納付命令について

田中 誠、磯部 咲里 81

消費者庁が景品表示法(優良誤認)で措置命令(平成30年7月24日)及び課徴金納付命令(令和元 【年5月24日)を行った事件の担当官による解説

株式会社髙島屋に対する措置命令について

並木 悠 85

消費者庁が景品表示法(商品の原産国に関する不当な表示)で措置命令(平成30年7月30日)を | 行った事件の担当官による解説

【速報 独禁法事件のポイント】

山形県が発注する警察官用制服類の入札等の参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付 命令等について(令和2年6月11日排除措置命令及び課徴金納付命令) 牛木 政志、稲田 雄介

【会員だより】

日本たばこ産業株式会社における独占禁止法順守のための取組について

• OUR HILLION • OUR HILLION • OUR HILLION •

横山晋太郎 88

【国内だより】

東京経済法研究会について

金井 貴嗣 90

【海外だより】

米国の国勢調査とデータの重要性

注 裕一郎

○公取委の動き 92 ○海外競争政策の動き 96 ○独占禁止法関係文献月報 99 ○公正取引協会のページ 101